

広島地方裁判所委員会（第18回）議事概要

第1 開催日時

平成21年11月30日（月）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所第2会議室

第3 出席者

[委員] 相澤吉晴，河合文江，芝田俊文，高杉敬久，寺川良一，野崎 薫，
畑矢健治，松村秀雄，山田 康，吉原 誠，吉村幸子（敬称略 五十音
順）

[事務担当者] 谷野事務局長，岩崎総務課長，倉迫総務課課長補佐

[説明者] 高橋判事，西野裁判員調整官

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者，▲事務担当者。議事内容につ いては，別紙のとおり）

1 新任委員紹介

2 委員長互選

3 議事内容の公開方針等について

4 裁判員裁判の実際の運用状況について

(1) 概況説明

(2) 裁判員候補者，裁判員等の感想について

(3) 意見聴取

5 次回のテーマについて

(1) 裁判員裁判の運用状況について

(2) 犯罪被害者保護制度について

(3) 司法制度改革の全体像等について

6 次回期日

平成22年3月2日（火）午後3時

(別紙)

1 【新任委員紹介】

(事務担当者から、新任委員9人のうち、出席者8人を紹介し、各委員からあいさつがあった。)

2 【委員長互選】

(委員の互選により、芝田委員を委員長に選出)

3 【議事内容の公開方針等について】

(芝田委員長より、本委員会での議事については、事前に報道機関から申出があれば、議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めており、また、議事内容については、広島地方裁判所のホームページ上に、委員長、委員、事務担当者の別だけが明らかになるように編集の上、議事の概要を掲載している旨説明)

4 【裁判員裁判の実際の運用状況について】

(1) 概況説明

(以下のとおり、D・V D視聴及び裁判員裁判関係施設での説明を行った。)

- ・ 裁判員制度広報用D V D「来て、見て、やってみんさい裁判員」の視聴
- ・ 裁判員候補者待合室・裁判員選任手続室に移動し、西野裁判員調整官から、裁判員選任までの流れと実際の選任手続状況等について説明
- ・ 304号法廷に移動し、高橋判事から、法廷での審理の行い方等について説明
- ・ 評議室に移動し、高橋判事から、評議室の設備等について説明

(評議室における説明後、第2会議室へ移動)

(2) 裁判員候補者、裁判員等の感想について

(事務担当者から、資料4から資料7までに基づき説明)

- 資料5-2によれば、第2号事件の裁判員経験者の記者会見に参加された全員の方が、「もう少し時間があれば。」という感想を述べられていますが、

裁判員裁判の期日の設定は、事案ごとに変わっていくことになるのですか。それとも、大体5日間でやるということになっているのでしょうか。

▲ 裁判員裁判の期日の設定は、裁判員裁判の前に、弁護士、検察官、裁判官で行われる公判前整理手続の中で争点等の整理を行い、その結果、どの程度の日数が必要かということも含めて協議されることとなります。その結果、広島地裁における裁判員裁判第1号事件では5日間で、第2号事件では3日間で必要であるということになったようです。ただ、どのような過程で、どのような議論を踏まえてこのような期日の設定となったかについては把握していないところです。

■ 一般論として言えば、被告人が自白しているか否認しているかによって証人の数も違ってきますし、争点が多いか少ないか、例えば、量刑だけが争点ということであれば、短い日数でもいいのでしょうし、事実を否認して争うということになれば、検察官はその立証ということは何人も証人を出さなければならず、それだけ日数が必要ということになります。結局、事案によって必要な審理日数が変わってくるということだろうと思います。

● 裁判員の気持ちとしては、3日間で量刑を下す決断ができるかどうかということで、ここに書いてある「もう少し時間があれば。」という記載に表れているのではないかと思います。そういう意味においては、裁判員側の気持ちの整理が3日間でできるのかという、そのような感じが若干します。

▲ 同様の感想につきましては、資料6の末尾に、「裁判員経験者に対するアンケートの自由記載例」がありますが、その中にも、時間が足りなかったとか、少し短いような気がするという御意見もいただいています。これについては、今後、今までの経験を踏まえ、期日の設定についても、工夫がされるものと思います。

(3) 意見聴取

● 裁判官3人と裁判員6人で評議を行うに当たって、発言の重みというか、プロである裁判官3人の発言が、最終的に拒否権のような形で優先されると

いうことはあるのですか。

- ◆ 評議は9人のチームで行いまして、チーム全員で意見を述べ合って、結論を考えていこうという形になっています。裁判官に拒否権というものはありません。また、最終的に結論が一致しない場合は多数決ということになりますが、その際には、裁判官の票と裁判員の票の必ずどちらもが入っていないと制度になっています。
- そうすると、プロである裁判官3人の判断が、6人の素人の感情的な判断に流されてしまうこともあり得るのですか。
- ◆ 仮に感情的な判断に流されそうな場合、裁判官からも、そういう判断だけではない旨の示唆をすることもあると思いますが、そこは相当議論することになると思います。
- 今までの判例から比べると、何となく量刑が厳しくなる傾向がなきにしもあらずかなと思っており、最近も、婦女暴行の事件で、今までの判例よりも厳しい量刑が下されたということを見てテレビで見ましたが、過去の判例や、裁判員制度の適用のない刑事裁判などの量刑との整合性というのは、今後どのようにしていくのかという疑問をもっています。
- ◆ 裁判員裁判においては、公平な量刑をも要請されると思いますので、過去の同様の事件における量刑がどのようなものかというデータをお示しすることになると思います。しかし、これは飽くまで一つの物差しですので、それに拘束される必要はないという説明もいたします。また、現時点における過去の裁判例というのは、裁判員裁判が始まる前のもの、言わば、プロの裁判官が出した結論だけですので、それは違うのではないかという国民の意見は当然出てくるとと思いますが、今後、国民の意見が反映された量刑が集積されてくれば、物差しとしては、もっといいものになっていくのかなと思います。現時点においては、量刑を決める際に、そういった物差しも使いながらやっていかなければ、なかなか適切な刑を判断するのは難しいかなとも思いますので、一般的にはそういうものが多く使われると思います。

- 検察官の立場から今の説明について若干補足させていただきますが、新聞などで、量刑が上がったとか下がったとの記事が載ることがありますが、それは、結局、いつからいつまでのものを平均したものかということにして、私もこの仕事に就いてから、性犯罪などについては、感覚的にかなり重くなっていると感じています。量刑は何十年も変わっていないのではなく、そのときの社会情勢とか、もちろん、個々の事件によって違うことにはなりますが、統計的にもその時々で変化がありますので、裁判員制度が始まって、量刑が上がったかと言われると、何とも言えない部分もあります。それについては、これから判例が加わってくることで変わってくるのではないかと思います。
- 今の量刑の話で、広島地裁の裁判員裁判第1号事件が高等裁判所に控訴されていると思いますが、裁判員裁判での結論と、高裁での結論で、少し流れが変わるのかどうか、期間がどうなるのかについて、例えば、裁判員裁判での量刑と、裁判員が関与しない高等裁判所での量刑の判断が、どのように影響してくるのかということですが、それは、恐らく、これからの裁判員裁判の在り方を大きく左右してくると思います。まだ、事例がないので、なかなか難しいと思うのですが、多少、お考えになっていることがあれば、お聞かせいただければと思うのですが。
- 裁判員裁判の判決に対して控訴され、控訴審に移って、審理がされたときに、従来は一審も二審も職業裁判官で、今度は、裁判員が入った裁判の控訴審ということで、従来の扱いと変わってくるのかどうか、控訴審が裁判員の入った判決の重みをどう考えるかと、あるいは、日数的にも短縮されるのかどうなのかということですね。なかなか具体的な事案がまだお話しできないと思うのですが、控訴審の審理の在り方ということで、これまでも法曹三者で、あるいは、裁判所の中でも議論をしてきているところではありますが、一般論としてお話しできることがありますか。
- ◆ 一般論として、多くの裁判官の意識としては、基本的に、裁判員が参加した一審の判断は尊重するという方向になるのではないかと思います。ただ、

個別具体的な事件において、どこをどのように尊重するのかということは、まさに今後の集積を待つことになると思います。

- 控訴審の裁判の期間はどうなるのですか。裁判員裁判では5日間でしたが、控訴審としては、今までどおりかなりの長期間になるのですか。
- ◆ 基本的に、控訴審の審査は、一審での記録から、一審の判決が妥当かどうかを判断しますので、長時間かけてやることはそれほど多くないと思いますが、実際、どれくらいの期間がかかるのかは、現段階では何とも分からないところです。
- 審理が尽くされていないという判断になることはないのでしょうか。
- ◆ これも一般論ですが、裁判員裁判は、公判前整理手続でかなり入念に争点と証拠を整理して、審理計画を立てます。そのもとで裁判員に入ってもらって真剣に審理を見て、評議して、結論を出しますので、審理がなってないとか、審理不十分という話は、公判前整理手続等でプロの側が大失敗したときの問題になるのだと思いますし、そういうことにならないように、我々一審の裁判官は頑張りたいと思います。
- 今回、私もメディアという立場で、一審の判決を傍聴したのですが、以前、裁判を傍聴した経験もある中で、率直な印象としては、判決の主文にしろ、判決理由にしろ、傍聴した我々にも非常に分かりやすい内容で、具体的には、判決の文章の中にも強弱をつけられていたり、難しい表現がない中でも肝心なところは2回繰り返されたり、非常に分かりやすくされたなという印象を持ちました。もう一つは、被告人も、きちんと上着を着て、法廷の雰囲気も変わっていましたし、被告人が退席するまで裁判官も在廷しており、様子も変わったという印象です。あと、我々メディア側のお願いとして、これは時間もかかると思うのですが、記者会見のやり方について、最終的には、テレビへの開放とか、新聞やメディアに対する開放という形でオープンにさせていただくのが理想なんでしょうけど、今回の記者会見も、第1号事件で裁判所で行われた記者会見参加者が8人に対して、その後のメディアに対する記

者会見参加者は3人、第2号事件に関しても、裁判所での記者会見参加者が3人に対して、メディアに対する記者会見参加者は1人となっており、我々メディア側の記者会見への参加者が少なくなっているということがあります。今後、裁判員裁判が恒久的に続いていく中で、多少、見直しが図られながら進んでいくと思われるのですが、記者会見で長時間拘束されるという裁判員等の負担もありますし、我々としても、裁判所から別の場所に裁判員等に移動してもらって記者会見を行うわけですが、場所の問題とか、経費の問題とか、放送時間の拘束の問題とかいろいろございますので、何とか、1回の記者会見でもって、我々メディア側の取材ができるようにしていただければと思っています。

- 御要望として承っておきたいと思いますし、引き続き協議をさせていただくことになると思います。
- 広島地裁の第1号事件については、最初のくじで110人の候補者が選ばれて、実際に裁判所に来られたのが48人で、最終的に9人の裁判員等が選ばれていますが、逆に言うと、多数の方がくじに外れているということになると思います。恐らく、最初の段階では、実際にどれくらいの候補者に来ていただけるかというのが非常に不透明だったので、相当余裕をもって選ばれているのだらうと思いますし、一方で、マスコミに報道されて注目度が高く、出頭率が高かったということもあるのかもしれませんが。そういう意味では、何年か様子を見ていただき、今後、実績が積まれれば、最初のくじの段階での数を少なくし、肩すかしを受ける人をできるだけ少なくするのがいいのだらうと思います。
- 初めての試みですので、何名くらい呼び出すのが適切なのかについては、事例を重ねて、大体これくらいというのがある程度見えてくるかなと思いますが、それも含めまして、少し実績を積んでからということになると思います。おっしゃるように、当初、裁判所として心配していたことは、余り出席していただけないのではないかということで、少し多めに呼出しをしていた

ということです。もちろん、辞退を申し出て認められた方は、呼び出さないということで、実際に呼出しの手続を行った方に対する出頭率は非常に高くなっていますが、真面目な国民性が表れているという気がします。

- 今回、第2号事件は殺人事件でしたが、その事件でメディア側への記者会見に参加された裁判員は1人であり、やはり、裁く内容によって、自分の身を案じられているという部分が表れていると思います。今日も法廷を見ますと、あの距離で被告人をじかに見るわけですから、裁判員を務め終わった後にどういう形でフォローしていくのかということも考える必要があると思います。
- 記者会見については、一般のサイドから見ると、そういう重たい殺人事件の量刑とかを判断した裁判員が表に出て皆さんの前でお話しするのは、なかなかしんどいのではないかと思いますし、そういった理由で、出席者も少ないのではないかと思います。
- 当然、テレビも全部顔を隠して、声も変えてという対応をしているのですが、それをしてもなお出られないという感じはあります。
- 裁判所に来ること自体がそんなに積極的じゃないでしょうからね。

5 【次回のテーマについて】

- 次回の委員会のテーマですが、裁判員裁判も滑り出したばかりでありますので、引き続き、裁判員裁判の運用状況や課題等についての御説明、御報告をさせていただきたいと考えますが、ほかに、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するため、いろいろな制度が整備されてきており、裁判員裁判の中でも運用が始まっておりますので、そういう犯罪被害者保護制度も併せて次回のテーマにさせていただこうと思います。

その他、次回テーマの御希望はありますか。

- 従前、司法制度改革の話が出ていましたが、その全体像というか、その中での裁判員制度や被害者保護というように、全体の流れを説明していただければと思います。

- 次回でなくて構いませんので、民事裁判の審理期間が相変わらず長いのかどうかというような現状の紹介や、どのような取組をしているのかというようなことを説明していただければと思います。
- 今回、大多数の委員がお替わりになったということと、裁判員裁判がスタートしたということもありましたので、先ほどのような裁判員関連のテーマを提案させていただきましたが、民事関係についても、近いうちに取り上げたいと思います。

6 【次回期日】

平成22年3月2日（火）午後3時

(資料 1)

資料目録

広島地方裁判所委員会 (第18回) 進行次第

資料 1 広島地方裁判所委員会 (第18回) 進行次第

期日 平成21年11月30日(月) 午後3時
場所 広島地方裁判所第2会議室 (西棟5階)

資料 2 裁判員等選任手続の流れ (広島地裁第1号事件)

1 新任委員紹介

資料 3 審理日程について

2 委員長互選

資料 4 広島地裁における裁判員候補者の反応

3 議事内容の公開方針等について

資料 5 裁判員経験者の記者会見内容

4 裁判員裁判の実際の運用状況について

(1) 概況説明

資料 6 裁判員裁判の実施状況について

(2) 裁判員候補者、裁判員等の感想について

※ 「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」 (第5回) 配付資料

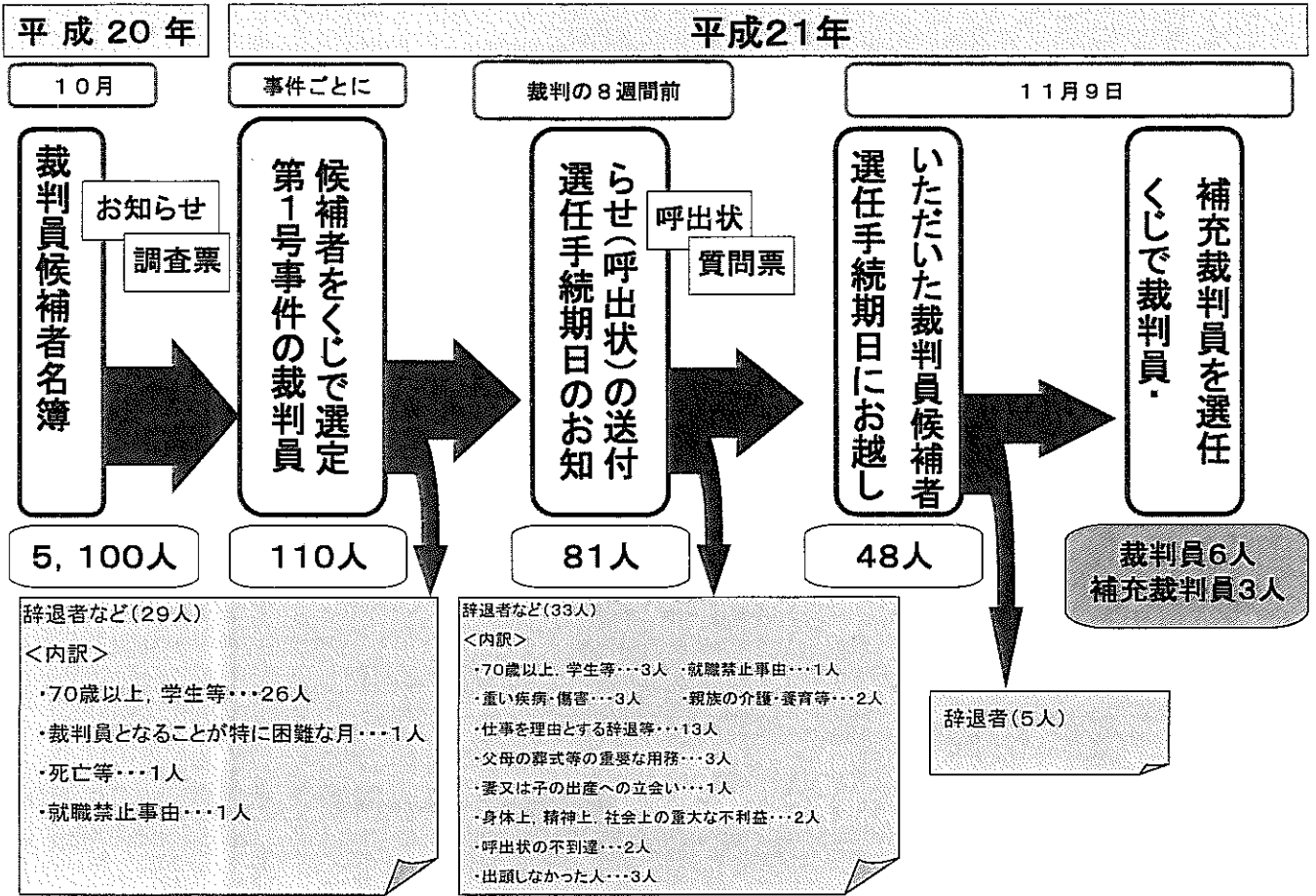
資料 7 裁判員等に対するアンケート

5 次回のテーマについて

※ 「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」 (第4回) 配付資料

6 次回期日について

裁判員等選任手続の流れ(広島地裁第1号事件)



審理日程について

【第1号事件】(強盗致傷被告事件)

午後	審理	審理	審理	評議	評議
午前	選任手続	審理	審理	評議	評議
11月9日 (月)	11月10日 (火)	11月11日 (水)	11月12日 (木)	11月13日 (金)	

【第2号事件】(殺人被告事件)

午後	選任手続	審理	審理	評議	評議
午前		審理	審理	評議	評議
11月17日 (火)	11月18日 (水)	11月19日 (木)	11月20日 (金)		

広島地裁における裁判員候補者の反応(1号事件)

【選任手続前の候補者】

番号	日付	媒体	内容	性別	年齢	職業等
1	H21.11.9	新聞	この日が近づくに連れて、本当に自分でやれるのか不安になってきた。でも選ばれたら真剣に審理したい。	男性	60	無職
2	H21.11.9	新聞	朝7時半の新幹線で来た。未知の状態だが、責任感の方が大きい。	女性	69	無職
3	H21.11.9	新聞	まさかという思い。(自分には)重すぎる。できれば、やりたくない。	女性	24	会社員
4	H21.11.10	新聞	(5日間は)長いが、選ばれたら前向きにやりたい。	男性	52	会社員
5	H21.11.10	新聞	もし選ばれたら仕事を1週間休まなければならず、迷惑がかかってしまう。	男性	21	会社員
6	H21.11.10	新聞	一長一短あるが、とりあえず素直にやってみようかと思ってきた。	男性	52	会社員
7	H21.11.10	新聞	裁判員になりたい気持ちはある。裁判はどのようなやり方で進むのか、普段見られない部分を見られることに一番興味がある。	男性	52	会社員
8	H21.11.10	新聞	「自分で裁けるんかな」と思うが、選ばれたら一生懸命真剣にやっていきたい。	男性	60代	不明
9	H21.11.10	新聞	できればやりたくない。責任が重すぎる。裁ける人が裁けばいい。	女性	24	会社員
10	H21.11.10	新聞	できればこの日が来てほしくなかった。自分たち国民が裁判にかかわる必要があるのかな。「国民が出した答えがこうですよ」という言い訳に使われそう。	男性	21	会社員
11	H21.11.9	テレビ	(裁くことには)抵抗があります。今後、どのような展開になるか分かりませんが、不安でいっぱいです。	男性	不明	不明
12	H21.11.9	テレビ	(裁判員裁判については)ニュースで見ましたが、自分がその立場になったら分かりません。	女性	69	無職
13	H21.11.9	テレビ	自分に務まるかなという気持ちがあったのでちょっと怖かった気が正直あります。(裁判に)自分たち国民が関わる必要があるのかというのが正直あります。	男性	21	会社員
14	H21.11.9	テレビ	一長一短の意見が皆さんあると思うけど、素直な気持ちで、そういう制度が始まった以上、とりあえずやってみようかと。	男性	52	会社員
15	H21.11.9	テレビ	人を裁くということには、私の心の中にも不安があります。そういった思いがあるんですけど、一生懸命頑張ってやっていきたい。	男性	60代	無職

広島地裁における裁判員候補者の反応(1号事件)

【選任手続前の候補者】

番号	日付	媒体	内容	性別	年齢	職業等
16	H21.11.9	テレビ	選ばれてしまったら月曜日から金曜日まで仕事を休まなければいけないから、他の人たちに迷惑がかかり過ぎているというのが正直ありますね。	男性	不明	不明
17	H21.11.9	テレビ	やってみたい気持ちはあります。せつかくわざわざ足を運んできたんですから。断ることもできたはずですから。まあ、いいスタートを切っていけることができればいいと思います。	男性	不明	不明
18	H21.11.9	テレビ	できればやりたくない。重すぎる感じがします。	不明	不明	不明

(資料4-2)

広島地裁における裁判員候補者の反応(1号事件)

【選任手続後の候補者】

番号	日付	媒体	内容	性別	年齢	職業等
1	H21.11.10	新聞	やってみたい気持ちもあったが、仕事が忙しい時期でほっとした。	男性	40代	会社員
2	H21.11.10	新聞	会社を定年退職してやってもいいなと思っていたが…。裁判所の説明は分かりやすかった。	男性	60	無職
3	H21.11.10	新聞	選ばれた人には、慎重に協議して判決を出してほしい。	男性	40代	会社員
4	H21.11.10	新聞	被告人に顔を覚えられたら嫌だなと思っていたので、ほっとした。	女性	不明	不明
5	H21.11.10	新聞	(被告人)顔を覚えられたらどうしようと思った。裁判が身近になるいい経験になった。	女性	22	会社員
5	H21.11.10	新聞	選ばれなくてほっとしてます。5日間にわたりずっと裁判所にいるのは身体的な負担と感じていた。被告人に顔を覚えられたのが怖い面もあった。こういう機会がなければ裁判所が身近に感じられなかったの、よい経験になった。	女性	22	会社員
6	H21.11.10	新聞	やってみたかった気持ちとほっとした気持ちが半々です。市民の意見がどの程度、裁判に採用されるか見てみたかったが、被告の人生を裁く責任の重みも感じた。(支給された旅費が在来線の運賃だったことにつき)在来線で広島まで来るのは時間がかかり過ぎるので、新幹線しか頭になかった。自腹ですが、致し方ないですね。	女性	69	主婦
7	H21.11.9	テレビ	正直、抽選から外れたことに対して、ほっとしたというのが一番の気持ちですね。やっぱり、ちょっと法律とかがまったく分からない人間が他の人を裁くのがストレスというか、心苦しいところがあったので。	男性	不明	不明
8	H21.11.9	テレビ	もし刑が短かった場合は、顔を覚えられたらどうしようかなという、ちょっと怖い面もあるので、(外れて)少しほっとしています。	女性	不明	不明
9	H21.11.9	テレビ	会社を定年になったので(やってもいいと思っていた)。こういう制度に参加することには意義があると思う。	男性	不明	不明
10	H21.11.9	テレビ	(裁判所は)親切な対応だった。ビデオを見たり、それで話を聞いて、選ばれて、選ばれなかったら「はい、終わりです。」みたいなの。	男性	不明	不明
11	H21.11.9	テレビ	ほっとしていますね。正直、仕事の関係でバタバタしていたものですから、この時期は、遠慮したいというのが正直な気持ちです。	男性	不明	不明

(資料4-2)

広島地裁における裁判員候補者の反応(1号事件)

【選任手続後の候補者】

番号	日付	媒体	内容	性別	年齢	職業等
12	H21.11.9	テレビ	5日間、こちら(広島地裁)のほうで裁判を担当するということだったんで、泊まりの準備をしていたんですけど、それが無駄にはなりましたけれど、抽選から外れたことに対してちょっとほっとしたというのが一番の気持ちです。	男性	不明	不明
13	H21.11.9	テレビ	やってもいいな、というところがありました。特に加害者の方が、どうして加害者になったのかという、そこらを、心理とかそういったものを聞きたかった。	男性	不明	不明
14	H21.11.9	テレビ	こういう機会がなかったら裁判というものを身近に感じられなかったの、いい経験ではあったと思います。	女性	不明	不明

(資料4-3)

広島地裁における裁判員候補者の反応(2号事件)

【選任手続前の候補者】

番号	日付	媒体	内容	性別	年齢	職業等
1	H21.11.17	テレビ	やってみないと分からないけど(選ばれたら)なるべく冷静に淡々とやりたい。	男性	46	会社員
2	H21.11.17	テレビ	やってみたいという思いと、職場を抜けるとしんどいという思いで半々。	女性	50代	団体職員
3	H21.11.17	テレビ	ついにきたかという感じで。殺人罪の方が私たちにとっては判断しやすいのではないかと思う。(選ばれたいか?)このまま帰りたいというのが本音です。	男性	58	会社員
4	H21.11.17	テレビ	初めての経験なので、今は何とも言えない。	男性	不明	不明

(資料4-4)

広島地裁における裁判員候補者の反応(2号事件)

【選任手続後の候補者】

番号	日付	媒体	内容	性別	年齢	職業等
1	H21.11.17	テレビ	殺人事件に自分が関わるといのは、少し重いなどというのはありますね。外れてしまったんですけど、この制度で、事件とか犯罪をすごく身近に感じられたと思います。	女性	35	会社員
2	H21.11.17	テレビ	判断というのが冷静にできるかっていうのがありました。実際にさっき見た法廷に座ると思ったら、質問なんてできそうもないし。普段テレビを見て、判決を見たら、「そんなじゃ甘いでしょ」と意見が言えるけれども、実際自分が判決を下すとすると、頭にも浮かびません。	女性	56	会社員

(資料5-1)

裁判員経験者の記者会見内容(1号事件)

番号	性別	年齢	職業等	媒体	内容
1	女性	50代	主婦	新聞	裁判官が配慮してくれて、言いたいことが言えた。
				新聞	(評議の雰囲気は)とても和気あいあいとしていた。裁判長の気配りで、言いたいことをきちんと言えた。
2	男性	30代	会社員	新聞	(裁判官が)話しやすい環境にしてくれたので、思ったことは言い切った。
				新聞	量刑を決めるのには抵抗があった。
				新聞	(裁判員に)決まったとき、それ(人を裁くことの精神的な負担)が一番ネックだった。今回も評議はできたが、量刑を決めるのに抵抗があった。
				新聞	市民がかかわるのはいいこと。裁判官とみんなで決めたあの流れであればいいかと思った。
				新聞	(死刑判断をするような事件だったら)もっと時間がほしいと思う。卑劣な殺人だと裁判員のメンタル的な部分が耐えきれのかな。
				新聞	(今後の裁判員に対して)感情にかまけず、証拠を基に判断してほしい。
				新聞	(双方の主張が異なることに、難しさを感じた。証拠だけ見ると被害者寄りになってしまうのかなと思った。
3	女性	30代	パート	新聞	最初は嫌々だったが、生活に支障ない程度の参加はいい。
4	男性	50代	会社員	新聞	人を裁くか罪を裁くかより、自分の判断を精いっぱい伝えることが義務、と挑んだ。
				新聞	(今後の裁判員に対して)感情をコントロールしながら真摯に案件に臨むことが大事。
				テレビ	専門用語の中に2、3分わからないものがあった。丁寧に、いろいろリラックスしてできるように、裁判官・裁判所が気をつけていただいて、雰囲気作りをされていたのを非常に感じ取れた。
5	女性	70代	主婦	新聞	選ばれた時、自分でいいかと思った。でも、いい勉強になった。
6	男性	30代	会社員	新聞	もし、殺人事件だったら、精神的な疲労が増すのでは。
				新聞	裁判官が初日から話しやすい環境を作ってくれた。
				新聞	結果は自分で納得して出した。
				新聞	(双方の)主張がここまで違うと戸惑う。どっちを信じればいいのか、結論を出していくのは難しい作業だった。
				新聞	弁護人の「ここにいる人(被告)を裁く」という言葉を聞き、真剣に向き合って裁くのだと感じた。ある程度のものさしを示してもらったので、納得して出せた結果だと思う。
				新聞	(評議では)裁判官が話しやすい雰囲気をつくってくれた。わかりやすい言葉できちんと説明してくれた。
				新聞	(今後の裁判員に対して)疑問なところを包み隠さず話し合っって評議してもらいたい。
補1	女性	50代	パート	新聞	終わってからが大変。ご飯の支度とか。

(資料5-1)

裁判員経験者の記者会見内容(1号事件)

番号	性別	年齢	職業等	媒体	内容
補2	男性	50代	会社員	新聞	女性の方は(被告を)直視して質問するのが怖いと思うので、男性にしてもらった。
				新聞	(裁判員の間で)意見に温度差があったが、裁判官がうまく調整した。普通の人の気持ちを聞くのは裁判官にとって新鮮だったのでは。
				新聞	(証人や被告人への質問について)全員が、疑問に思った点を紙に書いた。私は補充でしゃべれないので、代わって裁判官に質問していただいた。
				新聞	殺人じゃなくてよかった、と初めにみんなで話した。事件が重くなるほど裁判員側のストレスは大きくなる。
				テレビ	全員が疑問に思った点をまず用意した紙に書いて、自分がこういうところを聞いてみたい、納得いかないという点を全員出して、その質問の数が多かったため、それぞれ6人が言えるような質問の仕方をしました。
				テレビ	会社員である以上は、5日間という期間は長く、会社の協力・理解がないとできないことですし、同僚に迷惑をかけた、上司にも迷惑をかけたというのが率直な印象です。
				テレビ	選出の仕方がコンピュータで行われた抽選と聞いた。たまたま今回こういうメンバーで良かったのですが、もし、これが、例えば20代ばかりだったらどうなるだろう。
	不明			新聞	被告人と被害者に対して固定観念を捨てて、真っ白い状態で臨まないといけない。
	不明			テレビ	終えてみてとても良い経験だったし、本当に良かったなという気持ち。
	不明			テレビ	やっぱり、なったときはショックというか、やりたくなかったのにという気持ちもありましたけれども、今、終えてみて、とてもいい経験だった。
	不明			テレビ	正直初めは理解できませんでした。話を聞いてメモを取るので手一杯で。
	不明			テレビ	審理も分かりやすく進んでその内容を理解でき、きちんと評議できて、非常に良い経験だと思います。
	不明			テレビ	今回は強盗致傷だったけど、これが殺人だったらどうかなと。
	不明			新聞	良い経験になった。
	不明			新聞	今後は事件が起きる背景にも目を向けたい。
	不明			新聞	肩の荷がおり、ホッとした。
	全員			新聞	十分に共謀という言葉を理解して判断した。
	全員			新聞	ほっとしている。

裁判員経験者の記者会見内容(2号事件)

番号	性別	年齢	職業等	媒体	内容
1	男性	40代	不明	新聞	(遺族の言葉を直接聞いたことで)すごく重く感じたが、自分の中で感情をコントロールして考えるようにした。
				テレビ	殺人事件なので、評議の時間がもう少し長い方がいいと思ったが、活発に話し合えた。
				新聞	裁判員に選ばれることはないと思っていたので、説明を受けた時、プレッシャーに感じた。正直言って、殺人は重い。
				テレビ	今日も、10時から話し合ってみたが、もうちょっと長いこと話ができたらいいと思った。
5	男性	60代	会社員	新聞	最初、殺人と聞いてショックだったが、市民を代表して務めようと思った。
				テレビ	裁判はこれまでイメージしていたものとは違うことがあった。実際にやってみて、裁判についての理解が進んだと思います。
				テレビ	被害者参加、必要だと思う。いろんな人の意見を聞くという意味で、全体を見るという意味で必要だと思う。
				テレビ	時間は、足りないことが多かった。
6	男性	30代	会社員	新聞	(遺族の陳述について)グッとくるものがあり、涙が出そうになりました。公平に考えないといけないと思ったので左右されたことはない。
				新聞	(被害女性の長男の手紙が読まれたことについて)自分にも同じくらいの子どもがいて、聞くのがつらかった。
				新聞	(評議の雰囲気は)裁判官が「どう思いますか」と問いかけてくれたので、みなちゅうちょせず、自分の意見を言っていた。
				新聞	(遺体などショッキングな写真を見て)傷口がはっきり写って衝撃的だったが、人間全体ではなく部分的に拡大しており、見られないことはなかった。
				新聞	(評議の際、裁判官の誘導は)なかった。刑を何年にするか決める時に沈黙があったが、裁判官の提案で一人ずつ意見を言った。
				新聞	プレッシャーはなく、平常心で臨めた。
				テレビ	プレッシャーは、どうしてもありました。人が一人亡くなっている重大な事件ですので。
				テレビ	今回参加した裁判員はみなさん素人なので、どういった量刑にしたらいいのか全く分からない状態でしたので、プレッシャーというか、本当に私たちがいいんだろっかという考えの方が強かったと思う。
				テレビ	(評議の雰囲気は)躊躇なく(裁判官から)聞かれたことに対して「自分はこう思う」という意見をみなさん言われていたように感じる。
				テレビ	事件の内容を前もって知っていて裁くことに不安がありましたが、裁判を終えてほっとしました。
				テレビ	(遺族の)意見に左右されてはいけないと思っていたが、グッとくることはあった。
				テレビ	やっと終わった。ほっとしているというのが一番に出ますね。今回の事件が殺人事件だったので、本当に自分が刑とかを決めていいのかなというのがあったので、それが終わって一安心という感じです。
テレビ	裁判員という、ものすごく堅苦しいイメージがあったんですけど、一般の人も参加できるようになって、市民みんなで作っていくように変わってきているのかなと感じました。				
全員				新聞	(3日間のスケジュールについて)もう少し時間があれば。